

# 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程の一部を改正する告示について（報告）

第149回安全衛生分科会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規程の一部を改正する告示（案）（報告）

## 1. 改正趣旨

職業能力開発促進法施行規則に規定する技能検定の検定職種について改正が行われたことに伴い、労働安全コンサルタントの受験資格について改正を行うもの。

## 2. 改正内容

### **（1） 「放電加工」の名称変更**

「放電加工」の名称を、「非接触除去加工」に改正する。

### **（2） 「シーケンス制御」の追加**

「シーケンス制御」について、既に受験資格が認められている「電気機器組立て」とカリキュラムが類似していることから、「電気機器組立て」の次に新たに追加する。

### **（3） 経過措置**

（1）について、所要の経過措置を設ける。

## 3. 施行期日等

公布日 : 令和4年10月（予定）

施行期日 : 令和5年4月1日